



法學博士小林丑三郎著

# 地方財政學

明治大學出版部發行

明治四十四年二月二十五日印刷  
明治四十四年三月一日發行  
明治四十五年三月十五日再版發行



著者

小林丑三郎

發行者

田島義方

印刷者

白土幸力

發行所

明治大學出版部

大賣捌所

有斐閣書房

地方財政學與付

正價金三圓

東京市神田區一ツ橋通町

東京市神田區駿河臺

東京市神田區美土代町三丁目一番地

東京市本郷區曙町十五番地

## 自序

我日本は今や懸値なしの大帝國となつた、領域は倍加し、人口は激増し、陸海の兵備大に張り、貿易の總額十億に近く、國費は一般及特別に於て、約八億圓を算すと云ふ盛況である

去れど、此の盛況は反面に於て多少の犠牲を韜んで居る、此の犠牲あればとて、帝國の大は最早や失墜するものではないが、更らに大なる發達を望むには努めて此種の犠牲を救濟するの要がある、此犠牲と云ふは租税の増加を別とし、地方財政の究塞と戰後國債の激増である

國債の激増に付ては、國家財政の方面より銳意之が整理に努めつつ、既に効績の顯著なるものもあるも、外債の銷却は容易の

事にあらず、之か爲めには結局國內産業の進捗を圖り、極力輸出の増加に訴ふるの外なきは明かである、故に今に於て交通及金融の機關を整備し、重要産業の組織を擴大し、國際商品の増殖を期せねばならぬ、地方産業を支配する地方財政の改善は既に此の關係に於て最も緊要のことと惟ふ

地方財政の究塞は由て來る所洵とに久し、維新後引繼ぎ國費は多端にして地方を省みるの違なかりしは勿論である、十八九年の頃より多少の餘裕を得けん、地方財政も顧念に洩れず、警察費は連帶支辨となり、後には監獄費を國庫支辨とするに至れるも、日清戦後の經營の爲め、營業税は奪はれて國税となり、國家多數の税法は地方課税に嚴格なる制限を加へ、地方債の如きは殆んど絶對に禁遏せりと云ふ有様なりき、日露戦後

に及んでは、特別の地方課税制限法を制定し、後ち稍々制限率を高めたるも、國稅既に總ての稅源を狩り盡くし、最早や地方稅の餘地として殆んど存するものなきに至り居れり、治水の費用も道路の費用も、乃至初等教育の費用も、最大部分を擧げて地方費の負擔に任せながら、而かも財源と金融とは獨り中央に集權したと云ふ有様である、勿論國庫は年々此等の地方費に對し、已むなく國庫補助金を増出するに至りたるも、其の額は極めて微々たるものである、歐洲の例を見るも、英國は地方費の百分の八、普國は百分の十一、佛國は、初等教育費の殆んど全部を國庫支辨と爲したる上に、地方費に對して尙ほ百分の五の補助金を支出して居る、然るに、日本は少なき地方費に對する百分の二に過ぎずと云ふ計算である

財政集權の犠牲は是のみにあらず、殊に最近に至りて地方財政の上に著しく感し來つた事實がある、其れは國庫の繰越剩餘金と減債基金とが、地方の金融を壓迫して、間接の大苦痛を地方財政の上に打つと云ふことである、日露戦後に於ける財政集權の結果は、收入常に餘りあつて支出之に伴はず、累年一億圓以上の繰越剩餘金を存して居る、此の剩餘金は實際上短期借入金、の借繼と關連して多少使用せらるべきも、多くは中央に停滯して地方に散布せざるものと見る、加ふるに又た減債基金の内容は、毎年約一億六千萬圓を繰入する定めなるが、此の貨幣は、戦後此の目的の爲めに繼續せられたる非常特別税全部の收入である、斯くて減債基金に繰入したる後ち、其の貨幣は毎年國債元利の支拂に由りて、國債證券所有者の財布

に回収せらるるの順序となる、然るに、其の證券の大部分は、國庫預金部、日本銀行、他の大銀行、保險會社、赤十字社等の保有又は保管に係り、毎年此等同一の所に集中堆積し、地方に散布するものは極めて少額である、更らに郵便貯金の回送、國有鐵道並に專賣收入等の集中を見れば、如何に財政集權の強大なるやを證するに足る、之が爲め地方の金融は涸渴し、地方民支拂の苦痛は、幾層の甚しきを加へ來つた

時しも國家の財政家は、逸早く此の趨勢を看取して、先づ郵便貯金の一部を地方に融通し、次いで勸業銀行及國庫預金部よりの低利貸出を計畫せり、大銀行も、政府各種の募債に應ずべき資源を缺かざる程度に於て、地方債の整理及社債の引受に救援したりと聞く、之を前記の集中額に比すれば、尙ほ燒石に



滴水の感あるも、其れ丈けに又た救済の效も顯著に見へる之れと同時に熱心なる當局者は、更らに積極的に地方改良事業を講究し、感化院、浮浪收容所等の文化的事業を擧げつつある、殊に治水の事業は、根本的の計畫を立てて、國費支辨の大英斷に出づと云ふ、輕便鐵道法は、一面官線の利益を裨補するにあるも、他面に、地方民業の開發を促がすの効あるや勿論である

機運は確かに地方救済及開發に向へり、地方團體は之れと相應して、相當の經濟設備及文化事業を起さねばならぬ、村落の救済及都市の繁榮を計り、地方の産業組織を擴大して、大經濟の發展を裨補すべき產物及文化の増進を促がすの要を見る、而して皆な是れ地方財政の職分である

英國の地方財政を見るに、地方費の總額は、國費の總額と相伯仲し、一人宛負擔三十六圓五十錢に達すと云ふ、普國の地方費は、總額に於て國費の半額に當り、一人宛十六圓七十錢の負擔である、佛國の地方費は、初等教育費の殆んど全部を國庫支辨に移しながら、尙ほ總額に於て國費の三分の一を支出し、一人宛の負擔十四圓五十錢を示して居る、之に比して本邦の地方費は、總額に於て國費の四分の一を支出し、一人宛四圓十四錢を負擔するの現状なるが、前記の經濟的及文化的新職分を數へ來れば更らに數層の經費を要すべきや疑なき所である、茲に於てか、問題は地方財源の問題となる、地方公課及地方起債の如きは奈何すべき、國家の助力及會計監督の如き亦た之を奈何すべきや、是れ最も講究を要すべき所である

余は斯く思料して、先づ地方財政に關する學說を集閲し、更らに、歐洲先進國に於ける地方財政の制度及統計を調査したるが、其の結果我が現行の地方財政に對照し、注目すべき顯著なる事項は、大要左の如くなるを觀じた

一 地方制度に於て上級自治體の數少なきこと

二 市の數は多くして且つ能く發達し、地方事業の中心たる繁榮を示めすこと

三 會計の監督は精細嚴密にして機關亦た備はれるもの多きこと

四 經費に於ては、國費に比して割合上多額の支出を爲し人口宛の負擔頗る巨額なること

五 殊に救貧、土木及社會行政上の經費、著大なること

- 六 收入に於ては、英國を除くの外、土地收入多きこと
- 七 収益企業の収入は、佛國の外、何れも重要な財源を爲すに至れること
- 八 手數料の収入も亦た頗る多きこと
- 九 特別賦金又は私益改良税なるもの發達し居れること
- 十 地方税に於て、佛獨兩國は、最近の大改革を實驗し其の成績亦た良好なること
- 十一 各國多くの間接消費税を存すること
- 十二 直接税を地方財源に移し又は移さんとするの傾向ありて、地方特別直接税の發達顯著なること
- 十三 土地増價税、家賃税及特別所得税存在すること
- 十四 附加税及特別税に關しては、法律を以て何れも課税

標準を定め又た概して一定の課税制限を存すること

十五 國稅收入の讓與及國庫の補助金頗る多きこと竝に補助金の分配は團體負擔力を標準に加ふるの傾向あること

十六 地方債の額は、各國何れも甚しく巨額にして各經常歲入の三倍半乃至四倍なること

交通機關及收益企業の公債、殊に多きこと

十七 地方債の發行制限及利率の制限あること

十八 減債基金及信用保持に關する諸般の制度備はれること

十九 地方債の利子は、國債の利子より高きこと勿論なるも、其の差は甚た少なきこと

二十 地方金融の機關及制度能く備はれること

二十一 地方金融に關し國家の助力顯著なること

然れども、各國自ら制度組織を異にし、統計の基礎も同一ならざるにより、到底精確の比較をなし得るものでない、縱令比較し得るものとするも、各國自から歴史を異にし、境遇を異にし、經濟及生活の程度も同様ならぬを以て、孰れとも是非を明定し得ざる次第である、況んや之を移して模倣せんとすること、は慎重の講究を要すへきこと勿論である、併し先づ、他山の石として之を参考に資し、自國の前途を卜すと云ふことは亦た甚た必要のことと信ずる

本書は各章先づ學理上の論據を明にし、次いで、英佛獨に於ける地方財政の制度及統計を集録し、併せて本邦の地方財政を

論述し、多少比較の考を以て、一、二の評見を加へたものである。若し地方實務家及政論家の精讀を得て、其の達識に由り現下の地方財政に裨益するところあらば、誠とに望外の幸慶である。茲に本書の成立ち、内容及希望を叙して序文の代りとする。

明治四十四年二月三日

著者

小林丑三郎識

# 本書の引用及參考書

一、英書 に於てはグラハム氏の著課税(地方及帝國)及地方政府論、ランジ氏の著

倫敦地方税論、マツケイ氏の著英國救貧税沿革史、バルグレイブ氏の編經濟

學字典、第五十四回英國統計提要及ヒローレンス氏の著英國政治論

二、獨書 に於てはシェンベルヒ氏の編經濟學綱要第四卷、コンラード氏の編國

家學字典、フグナー氏の著財政學、カウフマン氏の著地方財政、獨逸税法改革

案參考書一九〇七年諸大家編纂)及ヒ獨逸統計年鑑

三、佛書 に於てはボリュエー氏の著財政學、デュボア氏の著縣豫算論、アンリ、シ

ヨバン氏の著邑豫算論及ヒ一九〇七年佛國統計年鑑

四、和書 に於ては東京稅務監督局出版英國地方財政取調書、同普魯西地方稅改

革始末、内務省地方財政概覽、帝國統計年鑑、府縣郡市町村豫算書、明治財政史

租稅篇

## 附言



右引用に要したる外國貨幣の換算は便宜の爲め左の概算法を用ゆ

英貨

磅ポンドは我十圓シリングに志シは五十錢ペンニに換算す

獨貨

馬マルクは我五十錢ペニヒに片ヒは五厘ニに換算す

佛貨

法フランは我四十錢サンチムに參ムは四厘ニに換算す